

資料2の概要

第8回消費者契約法専門調査会

参考資料2

(個別論点の検討(2) - 不当勧誘に関する規律 -)

1. 「勧誘」要件の在り方

【現行法の規定（4条1項・2項・3項）】

「勧誘」：消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える程度の勧め方

→ 広告、チラシ配布等は必ずしも「勧誘」に当たらない

【問題となる事案等】

広告等のみにより契約を締結する事案（例：インターネット通販、テレビショッピング、カタログ通販）の増加

【考え方（案）】

広告等のうち、消費者の意思形成に直接的に働きかけるものであり、かつ、当該広告等と意思表示の因果性が客観的に判断できるものについては、不当勧誘に関する規律を適用

3. 不利益事実の不告知

【現行法の規定（4条2項）】

利益となる旨の告知（先行行為要件）、その先行行為により、そのような事実が存在しないと通常考えるべき不利益事実、その不利益事実の故意の不告知（故意要件）の3つの要件を充たす場合、消費者に取消権を認める。

【現行法の運用状況】

- ・事業者の説明不足で消費者が誤認する事案は多く発生
- ・裁判外において、先行行為要件、故意要件の立証が容易でなく、事業者側から情報提供義務がないかのような立論がされる弊害がある

【考え方（案）】

「不実告知型」（先行行為が具体的に不利益事実との関連性が強い類型）

- 先行行為要件を維持し、故意要件を削除する / 故意又は過失とする
- 「不告知型」（先行行為が具体性を欠き不利益事実との関連性が弱い類型）
- 故意要件を維持し、先行行為要件を事業者の情報提供義務が認められる場合とする / 削除する

2. 断定的判断の提供

【現行法の規定（4条1項2号）】

「将来における変動が不確実なもの」：消費者の財産上の利得に影響するものであって将来を見通すことがそもそも困難であるもの

→ 財産上の利得に影響しない事項の場合、取消しはできない

【問題となる事案等】

財産上の利得には影響しないが、商品やサービスの内容を誇大に強調する事案（例：エステ、靈感商法）の発生

【考え方（案）】

断定的判断の提供の対象となる事項について、将来における変動に関する事項や財産上の利得に影響する事項に限らないこととする

4. 重要事項

【現行法の規定（4条4項）】

「重要事項」：消費者契約の目的物の内容又は取引条件であって、消費者の契約締結の判断に通常影響を及ぼすべきもの

→ 契約締結時に前提とした事項は「重要事項」に当たらない

【問題となる事案等】

「重要事項」に当たらない事項についての被害事案（例：原野商法の二次被害、点検商法）の発生

【考え方（案）】「重要事項」を4条4項各号に限定せず、

「消費者が当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」とする

新たに「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」という号を追加する

() 【考え方（案）】は、専門調査会における議論の一案として記載